居宅介護サービス費等及び総合事業の報酬改定について(令和3年4月1日改正)

令和3年3月15日付厚生労働省より、介護保険最新情報 Vol. 933「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の公布について」が示され、令和3年4月1日から報酬改定が行われます。

それに伴い、総合事業の訪問型・通所型サービス報酬単位を変更いたします。

令和3年4月サービス利用分からの適用となりますので、よろしくお願いいたします。

【総合事業の訪問型・通所型サービスの報酬単位等】

①対象サービス

従前相当・訪問型サービス(独自)(A2)

従前相当・通所型サービス(独自)(A6)

生活援助サービス(訪問サービス・緩和型)(A3)

活動援助サービス(通所サービス・緩和型)(A7)

②サービスの利用対象者について(変更なし)

事業対象者及び要支援1・要支援2の方が利用できます。ただし、要支援1・要支援2の方は利用できないサービスコードがありますのでご注意ください。

③加算について(変更あり)

A2・A6については、厚生労働省が定める基準と同様に変更いたします。

また、 $A3 \cdot A7$ について、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数により算定します。

なお、端数処理などの請求方法は、令和3年3月19日付厚生労働省老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課老人保健課の事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その6)のⅢ-資料3及びI-資料10を参考にしてください。

④報酬のサービスコード表(変更あり)

3月中に中野区公式ホームページ及びケア倶楽部に掲載いたします。

⑤単位数マスタ(変更あり)

4月中旬までに中野区公式ホームページ及びケア倶楽部に掲載いたします。

【居宅介護サービス費等の報酬請求について】

令和3年3月19日付厚生労働省老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課老人保健課の事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その6)のI-資料6 (3ページ以降)に留意事項が掲載されています。

また、令和3年9月30日までの間、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須となるため、この上乗せ分を請求しない場合は、国保連合会の審査で返戻となります。

ここまでの問い合わせ先

中野区介護・高齢者支援課 介護給付係

FAX 03-3228-8972

共通メールアドレス kaigokourei@city.tokyo-nakano.ig.jp

【制度改正に伴う報酬算定の解釈について】

各加算を含め報酬改定の概要は、省令や告示より、まずは先に「令和3年度介護報酬の主な事項」「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」をお読みいただいたほうが把握しやすいかもしれません。

算定基準に関する実施上の留意事項や Q&A は順次公開されていきます。それらに関しては今後も介護保険最新情報や厚生労働省の以下のホームページに掲載されますので、各介護事業所様におかれましては都度情報をご確認ください。

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護報酬 >令和3年度介護報酬改定について

介護報酬の改定についてはすでに幾つかの事業所様からご質問等いただいておりますが、Q&A まで公開されてみないと保険者においても解釈等ができません。

今、ご質問いただきましても保留になります。内容によりましては東京都に確認などのお時間が必要になりますのでご留意ください。

なお、ご質問はメールまたは FAX にてお送りください。

ここまでの問合せ先

中野区介護・高齢者支援課 介護予防推進係

FAX 03 - 3228 - 5492

共通 メールアドレス kaigokourei@city.tokyo-nakano.ig.jp